

【PET-CT(FDG)検査の適応基準】

PET-CT(FDG)検査は、[A]腫瘍性病変と[B]非腫瘍性病変が適応となります。

[A]腫瘍性病変

1. PET-CT(FDG)検査は、早期胃癌を除く、病理診断の確定したすべての悪性腫瘍の病期診断、または再発、転移診断が適応となります。
明らかな良性腫瘍は適応となりませんので注意してください。
2. 侵襲的検査のリスクが高い等の理由で、病理診断が困難な場合には、臨床経過・臨床所見・臨床検査・PET-CT(FDG)検査以外の画像診断等で、臨床的に高い確率で悪性腫瘍と判断される場合に限って、病期診断目的にPET-CT(FDG)検査が施行できます。
3. 具体的検査目的
 - ①治療前の病期診断
 - ②二段階治療を施行中の患者の場合、第一段階治療完了後の第二段階治療方針決定のための病期診断、たとえば術前化学療法や術前化学放射線療法後における病期診断
 - ③再発・転移を疑う臨床的徵候や臨床検査所見がある場合の診断
 - ④手術や放射線治療等の影響で、ほかの方法では再発の有無が確認し難い場合
 - ⑤経過観察等から治療は有効であると考えられるが腫瘍が残存し、腫瘍の残存か、肉芽・線維組織など非腫瘍性組織による腫瘍かを鑑別する必要がある場合
 - ⑥悪性リンパ腫の治療効果判定

[B]非腫瘍性病変

1. 外科切除が必要とされる難治性部分てんかん
2. 心疾患(ほかの検査で診断のつかない心筋のバイアビリティ診断、心サルコイドーシスの活動性病変の評価)
3. 大型血管炎

※臨床的判断による悪性腫瘍(高い確率で悪性腫瘍と考えられる)に対してPET-CT(FDG)検査を行う場合は、腫瘍マーカー値だけでなく、3か月以内にX-P・エコー・CT・MRI等何らかの画像が施行されていることが必要ですのでご留意ください。